

随意契約とする理由書（特命随契）

件 名	若者の地元就職促進のための交流会開催業務		
場 所	広島市経済観光局雇用推進課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号） 又はその他本市が指定若しくは承認する場所		
契約期間	契約締結日（令和8年 7月15日予定） ～ 令和9年 3月31日予定	所要経費 （概算額）	約3,400千円
内 容	就職活動開始前の大学1・2年生や高校生を対象として、広島広域都市圏の企業及び産業の魅力や特色等を発信する座談会形式の交流会を開催する。		
業 者	名 称	株式会社マイナビ	
	所在地	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	
1 随意契約の根拠規定等 ☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 （物品売買等に係る随意契約ガイドライン3(1)オに該当） ☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号に該当 2 随意契約とする理由 本業務は大学生等、特に就職活動開始前の大学1・2年生を中心とした低年次学生に対し、地元企業や産業に関する情報を提供することで、将来の地元就職に向けた意識形成を促進するとともに、就職後のミスマッチ防止及び地域への定着につなげることを目的としている。 本業務の実施に当たっては、対象となる低年次学生への確実な周知及び参加者の確保が重要であることから、学生が日常的に利用している環境において、情報接触から参加申込までを一体的に行うことができる既存の学生向けキャリア学習サイト「My CareerStudy」を用いることとした。 同サイトは株式会社マイナビが運営しており、同社が本業務を実施可能な唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」及び物品売買等に係る随意契約ガイドライン3-(1)-オ「特定のものでなければ役務を提供することができないとき」に該当するため、株式会社マイナビと特命随意契約を締結しようとするものである。			
令和8年7月3日 経済観光局物品売買等競争入札参加者等指名委員会審査済 第二指名委員会委員長 鍛冶岡 誠 			
令和 年 月 日 経済観光局物品売買等競争入札参加者等指名委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、本件と同様の案件については、以後あらためて経済観光局物品売買等競争入札参加者等指名委員会の審査に付する必要がないと認める。 第二指名委員会委員長 鍛冶岡 誠 印			